



県章

山形県公報

平成26年10月24日（金）
第2591号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定管理者の指定……………（みどり自然課）…1156
- 同……………（同）…同
- 同……………（子育て支援課）…同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（置賜総合支庁福祉課）…同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（同）…同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…1157
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…同
- 指定管理者の指定……………（工業戦略技術振興課）…同
- 同……………（観光交流課）…同
- 同……………（林業振興課）…1158
- 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知……………（同）…同
- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）…同
- 公共測量の終了の通知……………（同）…同
- 同……………（同）…1159
- 同……………（同）…同
- 指定管理者の指定……………（都市計画課）…同
- 同……………（同）…同
- 同……………（空港港湾課）…同
- 同……………（同）…1160
- 同……………（同）…同
- 二級建築士の免許の取消し……………（建築住宅課）…同
- 指定管理者の指定……………（教育庁）…同

企 業 局 関 係

告 示

- 指定管理者の指定……………1161

病 院 事 業 局 関 係

規 程

- 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程……………同

公 告

- 一般競争入札の公告……………（税 政 課）…同
- 同……………（同）…1163
- 平成27年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集……………（教育委員会）…1165

告 示

山形県告示第898号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県立自然博物館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県立自然博物館
- 2 指定した団体 西村山郡西川町大字月山沢293番地3号
特定非営利活動法人エコプロ
- 3 指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

山形県告示第899号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県志津野営場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県志津野営場
- 2 指定した団体 西村山郡西川町大字水沢2304番地
西川町総合開発株式会社
- 3 指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

山形県告示第900号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県こども館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県こども館
- 2 指定した団体 山形市小白川町二丁目3番31号
特定非営利活動法人みらい子育てネット山形
- 3 指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

山形県告示第901号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
一般財団法人三友堂病院	三友堂ヘルパーステーション 米沢市大字塩野2755番地の3	訪 問 介 護	平成26. 10. 16

山形県告示第902号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
一般財団法人三友堂病院	三友堂ヘルパーステーション 米沢市大字塩野2755番地の3	介護予防訪問介護	平成26. 10. 16

山形県告示第903号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成26年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人かたくりの会	指定訪問介護事業所特定非営利活動法人かたくりの会 東置賜郡高畠町大字元和田1599番地の21	訪問介護	平成26. 8. 31

山形県告示第904号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成26年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人かたくりの会	指定訪問介護事業所特定非営利活動法人かたくりの会 東置賜郡高畠町大字元和田1599番地の21	介護予防訪問介護	平成26. 8. 31

山形県告示第905号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県産業科学館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県産業科学館
- 2 指定した団体 山形市城南町一丁目1番1号
山形県中小企業団体中央会
- 3 指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

山形県告示第906号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県観光情報センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県観光情報センター
- 2 指定した団体 山形市城南町一丁目1番1号
公益社団法人山形県観光物産協会
- 3 指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

山形県告示第907号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県民の森の指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県民の森
- 2 指定した団体 山形市大字長谷堂字馬場2265番地
公益財団法人山形県みどり推進機構
- 3 指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

山形県告示第908号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成26年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除予定保安林の所在場所
西置賜郡白鷹町大字山口字瀧ノ澤口南4338・4339（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字尻子坂4342・4343の1・4345・4346の2・4346の4・4351から4354まで・4356から4361まで（以上15筆について次の図に示す部分に限る。）、字畝畑4368から4370まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字三階滝4446・4449の4・4450の3から4450の6まで（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 保安林解除の理由
土地改良事業用地とするため
〔次の図〕は、省略し、その図面を農林水産部林業振興課及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第909号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
米沢市相生町から米沢市大字花沢までの地域
- 2 公共測量を実施する期間
平成26年10月15日から同年12月31日まで
- 3 作業の種類
公共測量 2級水準測量

山形県告示第910号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
鶴岡市地域（赤川流域）
- 2 公共測量を実施した期間
平成25年10月28日から平成26年9月30日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量、1mグリッドデータ）

山形県告示第911号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
西村山郡西川町地域（寒河江川流域）
- 2 公共測量を実施した期間
平成25年10月28日から平成26年9月30日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量、1mグリッドデータ）

山形県告示第912号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
最上郡大蔵村地内
- 2 公共測量を実施した期間
平成25年9月1日から平成26年9月30日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ）

山形県告示第913号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、悠創の丘の指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 悠創の丘
- 2 指定した団体 山形市小白川町五丁目5番1号
悠創の丘企業共同体
- 3 指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

山形県告示第914号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、健康の森公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 健康の森公園
- 2 指定した団体 山形市富神台12番地
健康の森公園管理共同企業体
- 3 指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

山形県告示第915号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、酒田北港緑地の指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 酒田北港緑地

- 2 指定した団体 酒田市北新橋一丁目12番13号
クリーンサービス株式会社
- 3 指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
-

山形県告示第916号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、酒田北港緑地展望台の指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 酒田北港緑地展望台
- 2 指定した団体 酒田市北千日町24番15号
特定非営利活動法人庄内海浜美化ボランティア
- 3 指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
-

山形県告示第917号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県酒田海洋センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県酒田海洋センター
- 2 指定した団体 酒田市北千日町24番15号
特定非営利活動法人庄内海浜美化ボランティア
- 3 指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
-

山形県告示第918号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。

平成26年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 免許の取消しをした年月日
平成26年10月10日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び登録番号
笹原 幸男 第2794号
尾崎 太刀雄 第4544号
公平 節子 第7116号
- 3 免許の取消しの理由
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があったため
-

山形県告示第919号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県生涯学習センター等の指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県生涯学習センター及び山形県男女共同参画センター
- 2 指定した団体 山形市緑町一丁目2番36号
公益財団法人山形県生涯学習文化財団
- 3 指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

企 業 局 関 係

告 示

山形県企業告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県営駐車場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年10月24日

山形県企業管理者 廣 瀬 渉

- 1 公の施設の名称 山形県営駐車場
- 2 指定した団体 山形市鉄砲町二丁目13番18号
株式会社ヤマコー
- 3 指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

病 院 事 業 局 関 係

規 程

山形県病院事業管理規程第18号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年10月24日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表中	硬膜外自家血注入療法		1回につき	43,750円	を	
	パクリタキセル腹腔内反復投与療法	患者にパクリタキセルの負担がある場合	プレテスト	1回につき		18,267円
			通常腹腔内投与	1回につき		34,250円
	患者にパクリタキセルの負担がない場合	プレテスト	1回につき	9,927円		
通常腹腔内投与		1回につき	9,846円			

硬膜外自家血注入療法		1回につき	9,020円	に改める。	
パクリタキセル腹腔内反復投与療法	患者にパクリタキセルの負担がある場合	プレテスト	1回につき		18,270円
		通常腹腔内投与	1回につき		34,250円
患者にパクリタキセルの負担がない場合	プレテスト	1回につき	9,930円		
	通常腹腔内投与	1回につき	9,850円		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県税務総合電算システム基盤に係る特定ソフトウェア調達及び保守業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
 - (2) 日時 平成26年12月4日（木）午前10時
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県税務総合電算システム基盤に係る特定ソフトウェア調達及び保守業務一式
 - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間 契約締結の日から平成31年12月31日まで
 - (4) 履行場所 仕様書による。
 - (5) 入札方法 調達をする役務が提供される平成27年1月1日から平成31年12月31日までの期間に相当する料金の総価のうち3箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- (1)から(6)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(7)から(9)までに掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 平成26年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成26年4月16日付け県公報号外）により公示された資格を有すること。
 - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してISMS認証基準JIS Q 27001（ISO/IEC27001）に適合することによる認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによるプライバシーマークの使用許諾を受けていることを証明できること。
 - (6) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
 - (7) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(5)までの要件を満たしていること。
 - (8) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
 - (9) 共同企業体の各構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部税政課税務電算担当 電話番号023(630)2569
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限

る。)をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書並びに3の(5)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(7)及び(8)に係る事項を証明する書類）を平成26年11月14日（金）午後3時まで山形県総務部税政課税務電算担当に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of services required: Supply and maintenance of specified software for infrastructure of Yamagata Prefectural Tax Computer System, 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. December 4, 2014
- (3) Contact point for the notice: Tax Computer Systems Section, Tax Administration Division, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2569

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県税務総合電算システム基盤導入及び基盤運用管理等業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 平成26年12月4日（木）午前11時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県税務総合電算システム基盤導入及び基盤運用管理等業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成31年12月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

- (1)から(6)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(7)から(9)までに掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 平成26年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成26年4月16日付け県公報号外）により公示された資格を有すること。
 - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴

力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してISMS認証基準JIS Q 27001（ISO/IEC27001）に適合することによる認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによるプライバシーマークの使用許諾を受けていることを証明できること。

(6) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。

(7) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(5)までの要件を満たしていること。

(8) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。

(9) 共同企業体の各構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部税政課税務電算担当 電話番号023(630)2569

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(5)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(7)及び(8)に係る事項を証明する書類）並びに2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）を平成26年11月14日（金）午後3時まで山形県総務部税政課税務電算担当に提出すること。

(2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。

(4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。

(5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of services required: Construction and operation of infrastructure for Yamagata Prefectural Tax Computer System, 1 set

(2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. December 4, 2014

(3) Contact point for the notice: Tax Computer Systems Section, Tax Administration Division, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2569

平成27年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者を次のとおり募集する。

平成26年10月24日

山形県教育委員会委員長 長 南 博 昭

1 山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程

学 校 名	全 日 制 の 課 程		定時制の課程		特 記
	設 置 学 科	入学定員	設置学科	入学定員	
山形県立山形東高等学校	普通	240			
同 山形南高等学校	普通	240			
	理数	40			
同 山形西高等学校	普通	240			
同 山形北高等学校	普通	160			
	音楽	40			
同 山形工業高等学校	工業	機械システム 電子システム 情報システム 建築システム 環境システム	80 40 40 40 40		
同 山形中央高等学校	普通	200			
	体育	80			
同 霞城学園高等学校			普通	午前 40 午後 40 夜 40	
同 上山明新館高等学校	普通	200			
	農業	食料生産	40		
	商業	情報経営	40		
同 天童高等学校	総合		160		
同 山辺高等学校	家庭	食 物	40		
		福 祉	40		
	看護	看 護	40		
同 寒河江高等学校	普通		200		
同 寒河江工業高等学校	工業	機 械	40		
		電 子 機 械	40		
		情 報 技 術	40		
同 谷地高等学校	普通		120		
同 左沢高等学校	総合		120		
同 楯岡高等学校	普通		200		
同 村山産業高等学校	農業	農 業 経 営	40		
		農 業 環 境	40		
	工業	機 械	40		
		電 子 情 報	40		
	商業	流 通 ビジネス	40		
同 北村山高等学校	総合		160		
同 新庄北高等学校	普通		200	普通	夜 40
同 最上校	普通		40		
同 新庄南高等学校	普通		120		
	商業	総合ビジネス	40		
同 金山校	普通		40		

同	新庄神室産業高等学校	農業	生物生産	40					
			生物環境	40					
		工業	機械電気	40					
			環境デザイン	40					
	真室川校	普通		40					
同	米沢興譲館高等学校	普通		160					一般入学者選抜において、普通科と理数科は、まとめて募集する。
		理数		40					
同	米沢東高等学校	普通		160					
同	米沢工業高等学校	工業	機械	40	工業	産業	夜	40	全日制の課程において、機械科と生産システム科、電気科と意匠情報科、建築科と環境工学科は、それぞれまとめて募集する。
			生産システム	40					
			電気	40					
			意匠情報	40					
			建築	40					
			環境工学	40					
同	米沢商業高等学校	商業	総合ビジネス	80					
			情報ビジネス	40					
同	置賜農業高等学校	農業	生物生産	40					
			園芸福祉	40					
			食料環境	40					
同	南陽高等学校	普通		200					
同	高畠高等学校	総合		120					
同	長井高等学校	普通		200					
同	長井工業高等学校	工業	機械システム	40					
			電子システム	40					
			福祉生産システム	40					
同	荒砥高等学校	総合		80					
同	小国高等学校	普通		80					
同	鶴岡南高等学校	普通		160					一般入学者選抜において、普通科と理数科は、まとめて募集する。
		理数		40					
	山添校	普通		40					
同	鶴岡北高等学校	普通		160					
同	鶴岡工業高等学校	工業	機械	40	工業	工業技術	夜	40	
			電気電子	40					
			情報通信	40					
			建築	40					
			環境化学	40					
同	鶴岡中央高等学校	普通		120					
		総合		160					
同	加茂水産高等学校	水産	海洋技術	40					
			海洋資源	40					
同	庄内農業高等学校	農業	生物生産	40					
			園芸科学	40					
			生物環境	40					
同	庄内総合高等学校	総合		120					

同	酒田東高等学校	普通		200				
同	酒田西高等学校	普通		200	普通		夜 40	
同	酒田光陵高等学校	普通		120				
		工業	機 械	40				
			電 子 機 械	40				
			エネルギー技術	40				
		商業	環 境 技 術	40				
			ビジネス流通	40				
			ビジネス会計	40				
		情報		40				
同	遊佐高等学校	総合		40				

(注) 入学者志願に係る詳細については、別記1「平成27年度山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程入学志願要項」に定めるところによる。

2 山形県立高等学校通信制の課程

学 校 名	設置学科	入学定員
山形県立霞城学園高等学校	普 通	120
	服 飾	40
同 鶴岡南高等学校	普 通	80

(注) 入学志願に係る詳細については、別記2「平成27年度山形県立高等学校通信制の課程入学志願要項」に定めるところによる。

3 山形県立特別支援学校の高等部

学 校 名	受入れ区域	設置学科	入学定員
山形県立山形盲学校	県 下 一 円	普 通	若干名
		保健医療	若干名
同 山形聾学校	県 下 一 円	普 通	若干名
同 山形養護学校	県 下 一 円	普 通	14
同 米沢養護学校	米沢市、長井市、南陽市、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町	普 通	14
同 ゆきわり養護学校	県 下 一 円	普 通	若干名
同 鶴岡養護学校	鶴岡市、庄内町、三川町	普 通	14
同 酒田特別支援学校	酒田市、遊佐町	普 通	14
同 新庄養護学校	新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村	普 通	14
同 村山特別支援学校	山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町	普 通	11
同 楯岡特別支援学校	村山市、東根市、尾花沢市、大石田町	普 通	11
同 楯岡特別支援学校 大 江 校	寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町	普 通	11
同 上山高等養護学校	山形市、米沢市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町	普 通	24

同	鶴岡高等養護学校	鶴岡市、酒田市、新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、庄内町、三川町、遊佐町	普通	16
---	----------	--	----	----

- (注) 1 受入れ区域については、特に必要があると認められる場合は、上記によらないことがある。
 2 入学志願に係る詳細については、別記3「平成27年度山形県立特別支援学校の高等部入学志願要項」に定めるところによる。

4 山形県立高等学校専攻科

学 校 名	設置学科	入学定員
山形県立山辺高等学校	看護	40

- (注) 入学志願に係る詳細については、別記4「平成27年度山形県立山辺高等学校専攻科（看護）入学志願要項」に定めるところによる。

5 山形県立特別支援学校の高等部専攻科

学 校 名	受入れ区域	設置学科	入学定員
山形県立山形盲学校	県 下 一 円	理 療	若干名
同 山形聾学校	県 下 一 円	商業技術	若干名
		生産技術	若干名

- (注) 入学志願に係る詳細については、別記5「平成27年度山形県立特別支援学校の高等部専攻科入学志願要項」に定めるところによる。

別記1

平成27年度山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程入学志願要項

第1 推薦入学者選抜

1 志願資格

推薦入学を志願することができる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 平成27年3月に県内の中学校又はこれに準ずる県内の学校（以下「中学校」という。）を卒業する見込みの者のうち、次の条件を満たす者。
- イ 当該学科の学習に対する強い志望があり、目的意識が明確・適切であること。
 - ロ 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。
 - ハ 当該高等学校が別に定める出願要件を満たしていること。
 - ニ 体育科にあつては、得意運動種目を有すること。
 - ホ 音楽科にあつては、得意領域（声楽、器楽）を有すること。
- (2) 合格した場合は、入学が確約できる者。

2 通学区域

山形県立高等学校通学区域に関する規則（昭和24年3月県教育委員会規則第4号）の定めるところによる。

3 対象学科・募集人員

別に定める。

4 出願に必要な書類及び提出期間

(1) 出願に必要な書類

- イ 共通に必要な書類
 - (イ) 推薦入学願書
 - (ロ) 自己推薦書
 - (ハ) 調査書
- ロ 個別に必要な書類
 - (イ) 自己申告書

志願先の高等学校長が提出を認めたとき。

(2) 提出期間

出願に必要な書類は、平成27年1月21日（水）から1月27日（火）正午までの間に、在籍中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

5 選抜及び合格者の発表

選抜は、調査書及び面接並びに必要なに応じて実施される適性検査、作文・実技検査、基礎学力検査等の結果を各高等学校で定めた選抜規準に照らし行う。

(1) 面接、適性検査及び作文・実技検査、基礎学力検査等は、平成27年2月5日（木）に志願先高等学校で受けるものとする。

(2) 適性検査は、体育科及び音楽科について実施し、作文・実技検査、基礎学力検査等は高等学校長が必要に応じて実施するものとする。

(3) 志願先高等学校長は、選抜結果について平成27年2月13日（金）必着で、在籍中学校長あて郵送する。ただし、合格者の発表は、平成27年3月17日（火）に行う。

第2 中高一貫教育における連携型入学者選抜

1 志願資格

中高一貫教育における連携型入学者選抜を志願することのできる者は、平成27年3月に山形県内の連携型中高一貫教育を行う中学校を卒業する見込みの者とする。

2 対象校

連携型中高一貫教育を行う高等学校（県立新庄南高等学校金山校、県立小国高等学校）

3 募集人員

入学定員以内の募集とする。

4 出願に必要な書類及び提出期間

出願に必要な書類は、連携型入学願書及び「学習のまとめ」とし、平成27年1月21日（水）から1月27日（火）正午までの間に、在籍中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

5 選抜及び合格者の発表

選抜は、学力検査を行わず、「学習のまとめ」及び面接等に基づいて行うものとする。

(1) 面接は、平成27年2月6日（金）に志願先高等学校で受けるものとする。

(2) 志願先高等学校長は、選抜結果について平成27年2月13日（金）必着で、在籍中学校長あて郵送する。ただし、合格者の発表は、平成27年3月17日（火）に行う。

第3 一般入学者選抜

1 志願資格

一般入学者選抜を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者であること。

(1) 平成27年3月に中学校又はこれに準ずる学校を卒業見込みの者、若しくは中等教育学校の前期課程（以下第3において「中学校」という。）を修了（以下第3において「卒業」という。）する見込みの者で平成27年度推薦入学者選抜において合格内定していない者

(2) 中学校を卒業した者

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

2 通学区域

山形県立高等学校通学区域に関する規則（昭和24年3月県教育委員会規則第4号）の定めるところによる。

3 出願に必要な書類及び提出期間

(1) 共通に必要な書類

イ 一般入学願書

ロ 調査書

(2) 個別に必要な書類

イ 自己申告書

志願先の高等学校長が提出を認めたとき。

(3) 提出期間

出願に必要な書類は、平成27年2月19日（木）から2月25日（水）正午までの間に、在籍又は出身中学校

長等を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

4 選抜及び合格者の発表

選抜は、調査書及び学力検査の成績等に基づき、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。なお、高等学校長は、必要に応じ、面接の結果及び自己申告書を選抜の資料として用いることができるものとする。また、体育科及び音楽科は、適性検査の結果を選抜の資料として加えるものとする。

学力検査及び適性検査は次の各号に従い行う。

- (1) 学力検査は、平成27年3月10日（火）に志願先高等学校で受検するものとする。
- (2) 面接は、平成27年3月10日（火）学力検査終了後に志願先高等学校で受検するものとする。ただし、志願状況等に応じては、面接を翌日の平成27年3月11日（水）とすることがある。
- (3) 適性検査は、平成27年3月11日（水）に志願先高等学校で行うものとする。
- (4) 合格者の発表は、志願先高等学校において平成27年3月17日（火）に受検番号によって行う。

第4 定時制の課程における成人の志願者の選抜

1 志願資格

定時制の課程における成人の志願者の選抜を志願することのできる者は、「第3 一般入学者選抜 1 志願資格」に該当し、平成27年4月1日現在で20歳以上の者とする。

2 出願に必要な書類及び提出期間

- (1) 一般入学願書
- (2) 出身中学校の卒業証明書
- (3) 提出期間

一般入学願書及び卒業証明書は、平成27年2月19日（木）から2月25日（水）正午までの間に、志願者が志願先高等学校長に提出する。

3 選抜及び合格者の発表

選抜は、作文及び面接等に基づいて行う。

- (1) 作文及び面接は、平成27年3月10日（火）に行う。
- (2) 合格者の発表は、平成27年3月17日（火）に受検番号によって行う。

第5 注意事項

- 1 入学願書には、受験料として全日制の課程は2,200円、定時制の課程は950円の山形県収入証紙をはり、消印はしないこと。
- 2 国立諸学校に合格し入学する旨報告のあった志願者については、選抜から除外する。
- 3 この要項に定めるもののほか、細部については、平成27年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項及び高等学校ごとの募集要項によるものとする。

別記2

平成27年度山形県立高等学校通信制の課程入学志願要項

1 志願資格

高等学校に入学を志願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成27年3月に中学校又はこれに準ずる学校を卒業見込みの者、若しくは中等教育学校の前期課程（以下別記2において「中学校」という。）を修了（以下別記2において「卒業」という。）する見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者
ただし、霞城学園高等学校服飾科については、技能連携を行う教育機関の平成27年度入学予定者に限る。

2 募集区域

県下一円

3 出願に必要な書類及び提出期間

- (1) 入学願書
学校所定のものに受験料として300円の山形県収入証紙をはり、消印しないこと。
- (2) 調査書

全日制及び定時制の課程に同じ。ただし、中学校卒業後5年を経過した志願者については、中学校の卒業証明書をもって、調査書に代えることができる。

(3) 提出期限

平成27年3月2日（月）から3月20日（金）午後4時までとする。ただし、欠員のあるときは、この期間を過ぎても受け付けることができる。

4 選考及び合格者の発表

入学者選考は、学力検査を行わず、調査書等を主な資料として行い、必要に応じて面談、作文、自己申告書等も選考の資料に加えることができるものとする。

(1) 面談及び作文の実施方法等は、各高等学校長が別に定める。

(2) 合格者の発表は、平成27年3月27日（金）までに行う。3(3)本文の期間を過ぎて受け付けた者については、その都度行う。

5 その他

(1) 細部については、平成27年山形県公立高等学校入学者選抜実施要項及び高等学校ごとの募集要項によるものとする。

(2) 出願に必要な書類は、志願先高等学校長に提出する。

別記3

平成27年度山形県立特別支援学校の高等部入学志願要項

1 志願資格

次の各号の要件を満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

イ 中学校又は特別支援学校の中学部を平成27年3月卒業見込みの者

ロ 中学校又は特別支援学校の中学部を卒業した者

ハ 中学校又は学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第1条の規定による改正前の学校教育法に基づく盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を卒業した者

ニ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

(2) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に該当する者であること。ただし、高等部のみを置く特別支援学校においては、知的発達の遅滞があり、一般就労を目指す教育課程を履修できる者とする。

2 入学者の募集

入学者は、学校ごとに募集する。募集期間、入学定員及び志願に必要な書類等は、各学校の入学者募集要項に示す。

3 入学志願及び調査書等の提出

(1) 入学志願は1人1校とする。

(2) 入学願書は、在籍又は出身の中学校、特別支援学校の校長を経由して志願校に提出すること。志願取消しや、締め切り前における入学願書記載内容の変更等を行う場合にも同様とする。

なお、高等学校及び特別支援学校の高等部に在籍のまま志願する者は、在籍校長の志願承諾書を添えて提出すること。

(3) 調査書等は、入学願書を経由する校長が作成し、前号の書類とともに、志願校に提出すること。

4 選考日時及び会場

各学校の入学者募集要項に示す。

5 選考方法

(1) 選考は、各特別支援学校長が作成する入学者選考実施要項に基づいて行う。

(2) 各特別支援学校長は関係学校長から送付された調査書等、学校ごとに行う学力検査、諸検査及び面接の結果により、総合的に検討し、入学者を判定する。

(3) 学力検査を実施する場合、検査問題は、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領及び関係学校における教育のねらいに基づいて出題する。

6 合格者の発表

各特別支援学校長は、選考後速やかに当該校において合格者の発表を行う。志願者の在籍又は出身学校長に通知するとともに、志願者に選考結果を通知する。

7 その他

細部については、志願校に問い合わせること。

別記4

平成27年度山形県立山辺高等学校専攻科（看護）入学志願要項

- 1 志願資格
山形県立山辺高等学校看護科を、平成27年3月卒業見込みの者とする。
- 2 出願期間
平成27年1月26日（月）から1月30日（金）正午まで
- 3 提出書類
学校所定の入学願書
受験料は要しない。
- 4 選抜
卒業の判定をもって行う。
- 5 合格発表
平成27年2月13日（金）正午予定
- 6 その他
細部については、学校の募集要項によることとし、志願校に問い合わせること。

別記5

平成27年度山形県立特別支援学校の高等部専攻科入学志願要項

- 1 志願資格
次の各号の要件を満たす者とする。
 - (1) 次のいずれかに該当する者であること。
 - イ 高等学校又は特別支援学校（視覚障がい、聴覚障がい）の高等部を平成27年3月卒業見込みの者
 - ロ 高等学校又は特別支援学校（視覚障がい、聴覚障がい）の高等部を卒業した者
 - ハ 高等学校又は学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第1条の規定による改正前の学校教育法に基づく盲学校又は聾学校の高等部を卒業した者
 - ニ 文部科学大臣の定めるところにより、ハに掲げる者と同等以上の学力があると認められた者
 - (2) 学校教育法施行令第22条の3に該当する者であること。
- 2 入学者の募集
入学者は、学校ごとに募集する。募集期間及び志願に必要な書類等は、各学校の入学者募集要項に示す。
- 3 入学願書及び調査書等の提出
 - (1) 入学願書は、在籍又は出身の特別支援学校、高等学校の校長を経由して志願校に提出すること。志願取消しや、締め切り前における入学願書記載内容の変更等を行う場合にも同様とする。
なお、大学等に在学のまま志願する者は、在学する学長等の志願承諾書を添えて提出すること。
 - (2) 調査書等は、入学願書を経由する校長が作成し、前号の書類とともに志願校に提出すること。
- 4 選考日時及び会場
各学校の入学者募集要項に示す。
- 5 選考方法
 - (1) 選考は、各特別支援学校長が作成する入学者選考実施要項に基づいて行う。
 - (2) 各特別支援学校長は関係学校長から送付された調査書等、学校ごとに行う学力検査、諸検査及び面接の結果により、総合的に検討し、入学者を判定する。
 - (3) 学力検査の問題は、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領及び関係特別支援学校（視覚障がい、聴覚障がい）の高等部専攻科における教育のねらいに基づいて出題する。
- 6 合格者の発表
各特別支援学校長は、選考後、当該校において合格者の発表を行う。
- 7 その他
細部については、志願校に問い合わせること。